

# 徳島県の工業

—令和6年（2024年）経済構造実態調査製造業事業所調査—

徳島県企画総務部統計課

## 目 次

利用上の注意	-----	1
--------	-------	---

### I 令和5年における工業の動向

1 概 要	-----	9
2 事 業 所 数	-----	11
3 従 業 者 数	-----	13
4 製 造 品 出 荷 額 等	-----	15
5 付 加 価 値 額	-----	18
6 原 材 料 使 用 額 等	-----	20
7 現 金 給 与 総 額	-----	21
8 在 庫 額	-----	23
9 設 備 投 資 額	-----	25
10 工 業 用 地	-----	26
11 工 業 用 水	-----	28
12 徳 島 県 工 業 の 位 置	-----	29

### II 令和5年統計表

第1表 (1) 産 業 中 分 類 別 統 計 表	(従業者 4人以上の事業所)
〃 (2)	〃 (従業者 4~9人の事業所)
〃 (3)	〃 (従業者 10~19人の事業所)
〃 (4)	〃 (従業者 20~29人の事業所)
〃 (5)	〃 (従業者 30人以上の事業所)
第2表 産 業 細 分 類 別 統 計 表	(従業者 4人以上の事業所)
第3表 従 業 者 規 模 別 統 計 表	
第4表 産業中分類別、従業者規模別統計表	(従業者 4人以上の事業所)
第5表 市 町 村 別 統 計 表	( 〃 )
第6表 市町村別、従業者規模別、産業中分類別統計表	( 〃 )
第7表 広域市町村圏別、産業中分類別統計表	( 〃 )
第8表 産業中分類別事業所敷地面積等	(従業者 30人以上の事業所)
第9表 市 町 村 別 事 業 所 敷 地 面 積 等	( 〃 )
第10表 産業中分類別、水源別1日当たり用水量	( 〃 )
第11表 市 町 村 別 、水 源 別 1 日 当 た り 用 水 量	( 〃 )

# 利用上の注意

## 1 令和6年（2024年）経済構造実態調査製造業事業所調査について

### （1）調査目的

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査※<sup>1</sup>」の中間年の実態を把握することを目的とする。

### （2）既存統計調査の統合・再編

令和4年（2022年）調査から、これまで実施してきた工業統計調査は経済構造実態調査に包摂され、経済構造実態調査製造業事業所調査（以下「製造業事業所調査」という。）となった。

### （3）調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査

### （4）調査期日

令和6年6月1日現在

### （5）調査対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所である。

ただし、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く。

### （6）調査方法

国が業務委託した民間事業者を通じて、事業所の本社宛てに傘下事業所分の調査票を一括で郵送配布し、調査対象事業所がインターネット又は郵送で回答する。

### （7）産業分類

日本標準産業分類の第14回改定に伴い、2024年調査から、製造業事業所調査用産業分類が改定された。

## 2 年次別統計調査名及び調査時期等について

本書において、各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は次のとおりである。なお、下線付きの年次の数値が「経済センサス-活動調査」の数値である。

---

※1：全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査

統計調査名	経理外事項		経理事項	
	調査時点	年次表記	調査期間	年次表記
平成 26 年(2014 年) 工業統計調査	平成 26 年 12 月 31 日	平成 26 年	平成 26 年 1 月～12 月	平成 26 年
平成 28 年(2016 年) 経済センサス-活動調査	平成 28 年 6 月 1 日	<u>平成 28 年</u>	平成 27 年 1 月～12 月	<u>平成 27 年</u>
平成 29 年(2017 年) 工業統計調査	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年	平成 28 年 1 月～12 月	平成 28 年
平成 30 年(2018 年) 工業統計調査	平成 30 年 6 月 1 日	平成 30 年	平成 29 年 1 月～12 月	平成 29 年
令和元年(2019 年) 工業統計調査	令和元年 6 月 1 日	令和元年	平成 30 年 1 月～12 月	平成 30 年
令和 2 年(2020 年) 工業統計調査	令和 2 年 6 月 1 日	令和 2 年	平成 31 年 1 月～ 令和元年 12 月	令和元年
令和 3 年(2021 年) 経済センサス-活動調査	令和 3 年 6 月 1 日	<u>令和 3 年</u>	令和 2 年 1 月～12 月	<u>令和 2 年</u>
令和 4 年(2022 年) 製造業事業所調査	令和 4 年 6 月 1 日	令和 4 年	令和 3 年 1 月～12 月	令和 3 年
令和 5 年(2023 年) 製造業事業所調査	令和 5 年 6 月 1 日	令和 5 年	令和 4 年 1 月～12 月	令和 4 年
令和 6 年(2024 年) 製造業事業所調査	令和 6 年 6 月 1 日	令和 6 年	令和 5 年 1 月～12 月	令和 5 年

### 3 集計事項説明

- (1) 本書は、令和 6 年製造業事業所調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する事業所について集計したものである。
- ア 個人経営を除く事業所であること
  - イ 従業者 4 人以上の事業所であること
  - ウ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - エ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 令和 6 年製造業事業所調査においては、「製造品出荷額等」等の経理項目については原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答は、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で集計している。

(3) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行ったことから、雇用者内訳の時系列比較を行うことはできない。

(4) 製造業事業所調査、経済センサス-活動調査及び工業統計調査は、集計範囲が異なることから単純比較できないため、以下の点に留意されたい。

ア 個人経営事業所の取扱い

製造業事業所調査及び令和3年経済センサス-活動調査は、個人経営を除く事業所の集計結果であるが、工業統計調査は、国に属する事業所以外の全ての事業所の集計結果である。また、平成28年経済センサス-活動調査は、事業所数及び従業者数のみ個人経営事業所を含めた集計結果である。

イ 調査対象事業所

工業統計調査及び経済センサス-活動調査は、国に属する事業所以外の全ての事業所が調査対象であるのに対し、製造業事業所調査は、1の（5）の範囲に含まれる事業所を対象としていることから、工業統計調査及び経済センサス-活動調査集計結果とは接続しない。

ウ 在庫額

「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」では、在庫額は税込み補正処理の対象外とされていることから、製造業事業所調査及び経済センサス-活動調査でもこれを踏襲している。一方、工業統計調査では、従前から「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」における選択範囲に「在庫額」を含めているため、他の経理項目との整合性の観点から税込み補正処理の対象とした。

なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行税率（10パーセント）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

## 4 用語解説

(1) 事業所数は、令和6年6月1日現在の数値である。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 一定の場所（1区画）を占めて、单一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者数は、令和6年6月1日現在の数値である。

従業者とは、次のアからオまでに該当するものをいう。

ア 有給役員とは、事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。

イ 常用雇用者とは、期限を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は、常用雇用者に含める。

ウ 臨時雇用者とは、常用雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

- エ 送出者とは、労働者派遣法でいう派遣労働者及び在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- オ 出向・派遣受入者とは、労働者派遣法でいう派遣労働者及び在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら調査対象事業所に来て働いている人をいう。

なお、本書でいう従業者数は、次の算式により算出した「調査対象事業所で働いている男女計」をいう。

$$\boxed{\text{従業者数} = \text{ア} + \text{イ} - \text{エ} + \text{オ}}$$

- (3) 現金給与総額は、令和5年の1年間に有給役員及び常用雇用者のうち、調査対象事業所で働く者に対して支給された基本給（所得税、保険料、組合費等控除前の額）、諸手当（通勤手当、家族手当、超過勤務手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。なお、その他の給与額とは、有給役員及び常用雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所に出向又は派遣させている者に対する負担額等をいう。
- (4) 原材料使用額等は、令和5年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、容器・包装材料、購入部分品、工場維持用の材料及び消耗品等、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、揮発油等も含まれる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額である。
- イ 燃料使用額とは、生産段階での燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費（石油、ガス、石炭等）、自家発電用の燃料費等をいう。
- ウ 電力使用額とは、照明や空調に利用されたものを含めた購入電力の使用額をいい、自家発電を除く。
- エ 委託生産費とは、調査対象事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃をいう。
- オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発等、事業所収入に直接関連する外注費をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産費、警備、清掃、広告宣伝等管理・販売部門の外注費は含まない。
- カ 転売した商品の仕入額とは、令和5年の1年間において、実際に売り上げた転売品（他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

- (5) 製造品出荷額等は、令和5年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、及びその他の収入額の合計であり、消費税を含んだ額である。
- ア 製造品出荷額について、
- (ア) 製造品とは、調査対象事業所が所有する原材料によって製造したものをいい、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの及び製造工程で出たくず・廃物（清酒かす、精米かす、製材くず、鉄くず等）も製造品に含める。
- (イ) 出荷額とは、工場出荷金額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めた額）とし、積込料、運賃及び保険料等の諸経費を除いた額をいい、次のものも含まれる。
- a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- b 自ら製造したものを当該事業所において最終製品として自家使用したもの

c 委託販売に出したもの（令和4年中に出荷され、令和5年になってから返品され、再出荷されたものを除く。）

イ 加工賃収入額とは、他企業の事業所から支給された主要原材料によって製造し、又は他企業の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これに対して受け取る加工賃をいう。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ以外の収入額（転売収入、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力販売収入等）をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、調査対象事業所の所有に属するものを帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表等の数値）であり、原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品は含まれる。

(7) 有形固定資産の額は、令和5年の1年間における帳簿価額である。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地（工場及び事業所敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園等の経営附属用土地を含む）

(イ) 建物及び構築物（工場、事業所、エレベーター、暖房、照明、ドック、さん橋、煙突等）

(ウ) 機械及び装置（原動機類、製造加工用機械、運搬設備、溶鉱炉、分留塔、その他附属設備）

(エ) 船舶、車両、運搬具及び耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定とは、完成まで数年を要する有形固定資産を建設する際、要した材料費、労務費、経費等を完成するまで一時的に処理する仮勘定（完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる）で、「増加額」とは、この勘定の借方に仕分けられた額、「減少額」とは、この勘定の貸方に仕分けられた額（この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた額）の合計をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失、同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいう。

(8) 工業用地

事業所敷地面積は、令和6年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。また、事業所の隣接地にある拡張予定地で当該事業所が占有している場合は、その面積も含まれる。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設等に使用している敷地が、生産設備等のある敷地と道路（公道）、塀、柵等何らかの手段で区別できる場合は除外する。

(9) 水源別工業用水（淡水）

工業用水とは、事業所内で工業生産のために使用される用水（従業者の飲料水や雑用水は含まれるが、水車や水力発電機の稼働等動力として使用される水は除く。）をいう。

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給される水をいい、工業用水道と上水道がある。

(ア) 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するものをいう。

(イ) 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するものをいう。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、上記のいずれにも属さないで、下記「エ 回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）、河川敷等で集水埋きよによって取水する水（伏流水）、農業用水路から取水する水、他の工場、事業所から供給を受ける水等がある。

エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいう。回収装置（冷却塔、戻水池、沈殿池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問わない。

(10) 算式は次のとおりである。

ア 生産額 <従業者30人以上の事業所>

　製造品出荷額 + 加工貿易収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

イ 付加価値額 <従業者30人以上の事業所>

　製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額※2 + 推計消費税額※3) - 原材料使用額等 - 減価償却額

ウ 粗付加価値額 <従業者4~29人の事業所>

　製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額※2 + 推計消費税額※3)  
- 原材料使用額等

エ 有形固定資産投資総額 <従業者30人以上の事業所>

　有形固定資産の取得額 + 建設仮勘定の増減※4

オ 従業者1人当たり製造品出荷額等

　製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額※2 + 推計消費税額※3)  
従業者数

カ 1事業所当たり製造品出荷額等

　製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額※2 + 推計消費税額※3)  
事業所数

## 5 表章形式

(1) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によつた。

(2) 広域市町村圏は、次の区分によつた。

---

※2：平成29年調査から「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※3：推計消費税額は平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料及び設備投資を控除している。

※4：建設仮勘定の増減とは、建設仮勘定の増（借方）から建設仮勘定の減（貸方）を差引いた結果をいう。

広域市町村圏域別市町村表

広域市町村圏域	構成市町村
東部地区	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
南部地区	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西部地区	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

- (3) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。また、「X」は事業所数が1又は2の事業所に係る数値で、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に係る数値であっても、前後の関係から1又は2の事業所の数値が判明する箇所も秘匿とした。更に、秘匿する必要のない箇所であっても、比較対象年次の数値を秘匿している場合、増減数や増減率を「X」とした。
- (4) 表中の前年比及び構成比、グラフ中の構成比については、小数点第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合や合計が100パーセントにならない場合がある。
- (5) 本書では、産業中分類の名称を次の表のとおり略称で表示している場合がある。

産業中分類略称表

中分類番号	略称	産業中分類名
09	食 料	食料品製造業
10	飲 料 等	飲料・たばこ・飼料製造業
11	纖 維	纖維工業
12	木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家 具	家具・装備品製造業
14	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連業
16	化 学	化学工業
17	石 油	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴ ム	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	土 石	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄	非鉄金属製造業
24	金 属	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気	電気機械器具製造業
30	情報通信	情報通信機械器具製造業
31	輸 送	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他	その他の製造業

## 6 その他

- (1) 本書における各年の数値は、本県で独自に集計したものであり、総務省・経済産業省発表の数値とは若干異なることがある。
- (2) 本書内容についての照会先は、次のとおりである。  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県企画総務部統計課 統計調査第二担当  
電話 088-621-2734 (直通)